

各社会福祉施設等の長 様

京 都 府 健 康 福 祉 部 長

死亡野鳥に関する通報の協力依頼及び家きんの感染予防対策
の徹底について（依頼）

平素は、本府の健康福祉行政について格別の御配慮をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、北海道及び千葉県の農場において、高病原性鳥インフルエンザが発生したことを受けて、本府では「高病原性鳥インフルエンザ等に係る京都府家畜伝染病等警戒本部」を設置しました。

つきましては、貴社会福祉施設等（高齢者、乳幼児、障害者等が集団で生活又は利用する社会福祉施設及び介護老人保健施設等）におかれましても、下記事項について御協力・御対応いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 死亡野鳥に関する通報について

社会福祉施設等において、①死亡野鳥が発見された場合及び②利用者から死亡野鳥の異常な状況の情報が寄せられた場合は、各広域振興局農林商工部農商工連携・推進課、京都林務事務所等へ通報（通報先は、資料 1 を参照）してください。

なお、死亡野鳥が発見された場合は、資料 2 を参照してください。

2 家きんの感染予防対策の徹底について

鶏、アヒルをはじめ家きんを飼っている社会福祉施設等については、防鳥ネット等により鶏小屋等の飼育施設に野鳥・野生動物が入らないよう措置が講じられているかどうかを再点検してください。（資料 3 を参照）

担当	健康福祉部 健康福祉総務課 企画調整係 大路
電話	075-414-4563